

第 20 回上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議

日時：平成 26 年 11 月 27 日(木)

午後 1 時 30 分

会場：木田庁舎 4 階 401 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

次期上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画について

・ 第 19 回推進会議の意見と対応について . . . 資料 1

・ 第 3 章安全安心まちづくりの配慮事項について . . . 資料 2

・ 第 4 章の確認について . . . 資料 3

・ 第 5 章の確認について . . . 資料 4

4 その他

今後のスケジュールについて

5 閉 会

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議委員名簿

No.	氏名	選出区分	団体・機関及び役職名	備考
1	矢部 直人	学識経験者	上越教育大学 准教授	
2	春原 慎一	関係行政機関	国土交通省 高田河川国道事務所 道路管理第一課長	
3	飯塚 俊子	関係行政機関	新潟県 上越地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課長	
4	藤田 和徳	関係行政機関	上越警察署 生活安全課長	
5	柳澤 浩一	関係行政機関	小・中学校校長会 大島中学校長	
6	市橋 加代子	関係行政機関	幼・保育園園長会 三郷保育園長	
7	杉本 正彦	地縁団体等代表者	上越市町内会長連絡協議 理事	
8	山本 英明	地縁団体等代表者	上越市小中学校PTA連絡協議会 副会長	
9	石黒 英進	地縁団体等代表者	上越市人権擁護委員協議会 会長	
10	品川 久美子	事業者	上越商工会議所 女性会理事	
11	君波 豊	公募市民	公募市民	
12	竹田 徳子	公募市民	公募市民	
13	宮川 良栄	公募市民	公募市民	
14	渡邊 征雄	公募市民	公募市民	
15	岩井 文弘	公募市民	公募市民	
16	野澤 朗	市職員	上越市教育部長	
17	宮崎 悦夫	市職員	上越市防災危機管理部長	

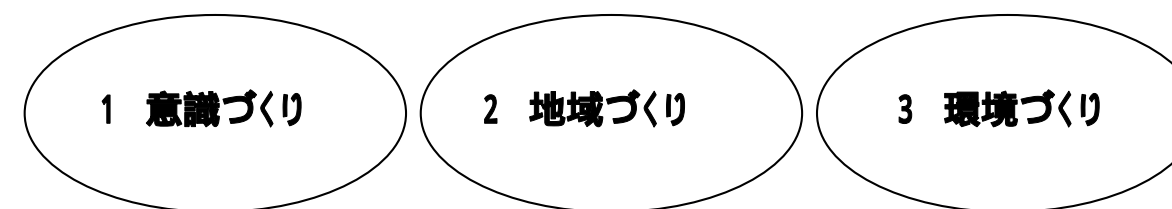
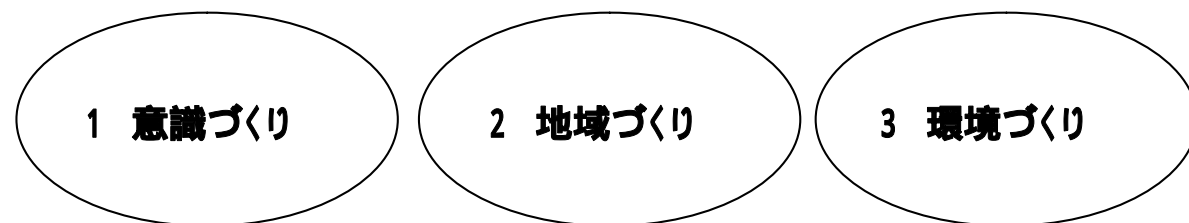
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

番号	推進会議委員からの要望・意見	市の対応
1	第 2 章 犯罪の現状と市民の防犯意識等 犯罪のマッピングについて、罪種を細かく分類し、ホームページ等に掲載することで、自分たちの地域で、どのような犯罪があるか注意喚起できるのでは。	発生件数、施錠率、身近な犯罪として侵入盗、車上ねらい、自転車盗、万引きをマッピングしホームページなどに掲載します。
2	第 4 章 1-2-1 防犯座談会(出前講座) 在宅者が増えることで、サロンという名称で集まれる場所を計画されている、その場を利用し、広報啓発活動をしては。	サロンの開催予定を参考に、サロン会場で一言教養を実施します。 また多くの人が集まる予定があれば、出前講座として対応します。
3	第 4 章 1-2-1 防犯座談会(出前講座) 企業の中から、防犯関係の者に対する研修会を行い犯罪を防ぐ、犯罪者を作らない地域社会を実現するために社員、家族、地域に情報を還元してもらっては。	企業の防犯意識向上のため、研修会等の開催の際は、出前講座を実施します。 また企業には、研修会等を開催していただくよう取り組みます。
4	第 4 章 1-2-2 安全教室 こども安全教室は、防犯ボランティアなどでは無く、主任児童委員が主体で、民生委員などの協力を受けてやっている。	こども安全教室について、実施主体の明文化をします。 資料 3、6 頁参照
5	第 4 章 2-2-2 特殊詐欺被害防止推進員の活動 消費生活センターの情報では、高齢者ばかりではなく、40 歳代～60 歳代の被害者も多いし、特殊詐欺など犯罪の相談窓口を明確に広報したほうが良いのでは。	特殊詐欺などの被害に遭う方は高齢者だけではないこと、警察、地区防犯組合、町内会、市、消費生活センターで相談ができることについて、幅広い年齢層への啓発を実施します。
6	第 4 章 2-3-3 上越市要保護児童対策地域協議会の活動 要保護児童の範囲を表記、条文などを掲載しては。	要保護児童の説明文を掲載します。 資料 3、17 頁参照
7	第 4 章 安全安心リーダー 安全安心リーダーは、地域の中での立場がはっきりしていない、地区防犯組合の中での位置付けをしたほうが良いのでは。	地区防犯組合とリーダーが連携できるよう取り組みます。
8	第 4 章 環境づくり 防犯カメラは、犯罪抑止にもつながることから、行政としても検討をしてほしい。	防犯カメラの設置については、抑止が必要な罪種や効果などを研究していきます。
9	推進計画全般 市で行っている事業について、被害に遭った方が知っていたかのアンケートを取り、進捗状況を把握しては。	警察と協議した結果、被害者に対し捜査以外の事項をお願いできないことからアンケート調査は行いません。

現 行	改 定 案
<p>4 安全安心まちづくりの配慮事項</p> <p>条例では、重点的に推進する事項や本市が独自に規定した責務、独自に取り組む施策などが明確化されました。</p> <p>本計画を策定し推進するに当たり、条例で明示された重要な事項については特に配慮して実践する必要があります。</p> <p>こうした重要事項は、計画の基本方向や各事業に横断的に関わってくるものであり、本計画においては、安全安心まちづくりの配慮事項として、</p> <p>来越者の安全確保・・・前文、第1条（目的） 事業者による防犯活動・・・第7条（事業者の責務） 犯罪の防止等に配慮した空き地・空き家への取り組み ・・・第8条（土地所有者等の責務） 被害者・加害者をつくらない教育・・・第12条（安全確保に係る教育等の充実） 犯罪被害者等に対する支援・・・第21条（犯罪被害者等に対する支援）</p> <p>を位置づけ、現在取り組んでいる施策や事業をより充実させるため、事業実施上の新しい視点として特に配慮し、反映させることとしました。</p> <p>また、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」においては、配慮事項として、</p> <p>地域の特性を生かした取り組み 制度の改善・見直し</p> <p>が提案され、これらも新しい視点として本計画に取り入れることとしました。</p> <p>これらの配慮事項は、これまで取り組んできた施策や事業の目的を改めて整理したり、改善を進める上での基本的な考え方としてだけでなく、必要に応じ新たな事業や新たな取り組みを企画、実施する際の基本的な視点となるものです。</p>	<p>4 安全安心まちづくりの配慮事項</p> <p>条例では、重点的に推進する事項や本市が独自に規定した責務、独自に取り組む施策などを明確にしています。</p> <p>本計画では、条例で示すもののほか、前計画で示した7つの重要な事項について引き続き施策や事業をより充実させるための視点として、安全安心まちづくりの配慮事項として位置付けることとしました。</p> <p>【削除】</p>

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------



安全安心まちづくりの配慮事項

来越者の安全確保
 事業者による防犯活動
 犯罪の防止等に配慮した空き地・空き家への取り組み
 被害者・加害者をつくらない教育
 犯罪被害者等に対する支援
 地域の特性を生かした取り組み
 制度の改善・見直し

安全安心まちづくりの配慮事項

来越者の安全確保
 事業者による防犯活動
 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組
 被害者・加害者をつくらない教育
 犯罪被害者等に対する支援
 地域の特性を生かした取組
 制度の改善・見直し

「空き家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

現 行	改 定 案
<p>4 - 1 来越者の安全確保</p> <p>市民はもとより本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、「来越者の安全確保」という<u>新しい配慮事項を設けて</u>、それぞれの個別事業の中に反映させた取り組みを推進します。</p> <p>条例で「<u>来越者の安全確保</u>」が謳われた趣旨は、<u>市民の安全と安心を守ることは広く本市を訪れる人の安全と安心を守ることに繋がることを踏まえ、観光の振興や交流人口を増やし、豊かで活力のある市を目指す姿勢を示したものです。</u></p> <p>仕事や観光等で本市を訪れる皆さんに安全で安心して滞在していただくため、市や市民の皆さんが、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、それぞれの防犯活動の積極的な<u>取り組み</u>を推進していくことが重要です。</p> <p>市では、「来越者の安全確保」に配慮し、上越商工会議所・各区商工会、警察署など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者の皆さんに理解を求め、意識啓発、広報活動、防犯情報の提供、防犯講習会等の開催に取り組んでいきます。</p>	<p>4 - 1 来越者の安全確保</p> <p>市民はもとより本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、「来越者の安全確保」を配慮事項に<u>位置付けて</u>、それぞれの個別事業の中に反映させた<u>取組</u>を推進します。</p> <p>本市では、北陸新幹線の開業や上信越自動車道の4車線化、新水族博物館の建設など、<u>まちの力が一層高まるとともに、様々な交流の契機となる夢のある大規模プロジェクトが進行しており、来越者が格段に増加することが見込まれます。</u></p> <p>仕事や観光等で本市を訪れる皆さんに安全で安心して滞在していただくため、市や市民の皆さんが、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、それぞれの防犯活動の積極的な<u>取組</u>を推進していくことが重要です。</p> <p>市では、「来越者の安全確保」に配慮し、上越商工会議所・各区商工会、警察署など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者の皆さんに理解を求め、意識啓発、広報活動、防犯情報の提供、防犯講習会等の開催に取り組んでいきます。</p>

裏面あり

現 行	改 定 案
<p>4 - 2 事業者による防犯活動</p> <p><u>事業者の皆さんによる防犯活動は、防火・防災活動とは異なり、法に基づく義務規定等はありませんでした。</u></p> <p><u>事業者も地域社会を形成する重要な主体のひとつであることから、市では、条例第7条に事業者の皆さんに願う「事業者の果たすべき責務」を定めました。</u></p> <p>事業者の皆さんには、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得が図られるように配慮していただくほか、地域の一員として地域防犯活動へも参加していただくよう努めてもらうことが望まれます。</p> <p><u>市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、事業者による防犯活動への積極的な参加を呼びかけていく必要があります、市では「事業者による防犯活動」という新しい配慮事項を設けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取り組みを推進します。</u></p> <p>上越商工会議所・各区商工会、上越市防犯協会、警察署など関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などに取り組んでいきます。</p> <p>また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置および利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めていきます。</p>	<p>4 - 2 事業者による防犯活動</p> <p>【削除】</p> <p><u>事業者も地域社会を形成する重要な主体のひとつであることから、「事業者による防犯活動」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。</u></p> <p><u>条例第7条では、「事業者の果たすべき責務」を定めています。</u></p> <p>事業者の皆さんには、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得を図る配慮のほか、地域の一員として地域防犯活動へも参加していただくよう努めてもらうことが望まれます。</p> <p>【削除】</p> <p>市では、上越商工会議所・各区商工会、上越市防犯協会、警察署など関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などの支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置および利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めていきます。</p> <p>条例(抜粋)・・・(追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p> </div>

現 行	改 定 案
<p>4 - 3 犯罪の防止等に配慮した<u>空き地・空き家への取り組み</u></p> <p>近年、過疎化の進行・人口の減少などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、<u>空き地・空き家が増加する傾向にあり、管理放棄された住宅・アパート・事業所などが周辺へ悪影響を与えている事案が増加しています。</u></p> <p>しかし、現状では、<u>市がこれらの空き地・空き家の修理や撤去を行うことは、民法上の問題等により困難な状況にあり、今後さらにこうした問題のある空き地・空き家が増加することが懸念されます。</u></p> <p><u>こうした問題の解決の糸口が「割れ窓理論」であり、市や関係機関、地域住民が相互に連携・協力して取り組んでいくことが必要になります。</u></p> <p><u>市では、防犯に限らず、防災、防火、生活環境、雪対策等に著しい悪影響を及ぼす可能性があると考えられる問題がある空き地・空き家について、庁内の関係課が相互に情報交換を行い、対応策を検討することを目的とした連絡会を設けて、問題の解決に努めていきます。</u></p> <p><u>連絡会は、問題がある空き地・空き家に関して、地域住民との対応窓口を一本化し、関係課における情報の交換と共有化を図り、多角的な視点から対処方法の模索・検討を行うために設置するものです。</u></p> <p><u>「割れ窓理論」にもあるように、まちの荒廃となる要因を無くし、清潔で美しく、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</u></p>	<p>4 - 3 犯罪の防止等に配慮した<u>空き家等への取組</u></p> <p>近年、過疎化の進行・人口の減少などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、<u>空き家をはじめ管理放棄された住宅・アパート・事業所などが増加し、社会問題になっています。</u></p> <p><u>管理が不十分な空き家等の増加はやがて、建物の劣化による屋根や外壁の崩落、雑草の繁茂や害虫発生、不法投棄の温床、景観の悪化につながるほか、放火や不法侵入など犯罪の温床となることなど、防犯面のみならず、防災面や衛生上、景観上の問題発生が懸念されます。</u></p> <p><u>空き家等は本来所有者（管理者、使用者を含みます。）が適正に管理すべきものでありますが、町の荒廃となる要因を最少化させ、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、「犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。</u></p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「割れ窓理論」</p> <p>アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士により提唱されたもので、1枚の割れた窓ガラスをそのまま放置すると、その建物は管理されていないと思われて割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうという理論です。</p> <p>1つの小さな無秩序が放置され、それが連鎖することにより地域社会の秩序維持機能が弱まり、犯罪は増加するというもので、無秩序は小さな芽のうちに摘むことが大切だということを説いています。</p> <p>ニューヨーク市では、この理論を実践し、割れ窓や落書きを一掃した結果、凶悪犯罪が劇的に減少しました。</p> <p>落書きが消えると同時に、犯罪も減少するということを証明した取り組みです。</p> </div>	

裏面あり

現 行	改 定 案
<p>4 - 4 被害者・加害者をつくらない教育</p> <p>犯罪の防止に配慮した安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪の被害に遭わないための教育(被害者をつくらない教育)と、犯罪を起こさないための教育(加害者をつくらない教育)両者の充実を図っていく<u>必要があります。</u></p> <p><u>これら犯罪の被害者、加害者をつくらない教育は、人権に配慮して行われなければなりません。</u></p> <p>被害者をつくらない教育には、犯罪被害の予防策や防止策、対処方法などの知識を習得してもらう目的で行われる、こども安全教室(幼児対象の連れ去り防止教室) 児童安全教室(低学年児童対象の連れ去り防止教室) 高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練などがあります。</p> <p>加害者をつくらない教育には、非行防止教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教室などがあります。</p> <p>また、<u>犯罪</u>を犯した人の中には、子どもの頃に虐待を受けた経験のある場合が少なくないという指摘もあり、児童虐待防止を含めた防犯教育が、被害児童をつくらないだけでなく、将来の加害者をつくらないための重要な教育活動と言えます。</p> <p>本計画において、こうした「被害者・加害者をつくらない教育活動」という新しい配慮事項を設けて、警察署や上越少年サポートセンターなどの専門的な知識や技能を有する関係機関や民間団体等と連携を図り、取り組んでいきます。</p> <p>市では、より充実した防犯教育等が行われるように、<u>庁内の関係課と関係機関等が集まった連絡会を開き、相互の情報交換や意見交換を行っています。</u></p> <p><u>連絡会では、</u></p> <p><u>学校教育等の現場の厳しい現状から、専門的な知識を有する機関・団体が現場に出向いて行う教室は重要であり、同じ内容でも繰り返して行う必要がある。</u></p> <p><u>高齢者は、悪質訪問販売や詐欺の潜在的な被害者が絶えない現状があり、あらゆる機会を通じて被害防止教育を行い、防犯、消費生活だけでなく福祉や介護、地域などと連携した取り組みが重要である。</u></p> <p><u>などの意見があることから、継続して検討していきます。</u></p>	<p>4 - 4 被害者・加害者をつくらない教育</p> <p>犯罪の防止に配慮した安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪の被害に遭わないための教育(被害者をつくらない教育)と、犯罪を起こさないための教育(加害者をつくらない教育)両者の充実を図っていく<u>必要があることから、「被害者・加害者をつくらない教育」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。</u></p> <p>【削除】</p> <p>被害者をつくらない教育には、犯罪被害の予防策や防止策、対処方法などの知識を習得してもらう目的とする、こども安全教室(幼児対象の連れ去り防止教室等) 児童安全教室(低学年児童対象の連れ去り防止教室等) 高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練などがあります。</p> <p>加害者をつくらない教育には、非行防止教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教室などがあります。</p> <p>また、<u>罪</u>を犯した人の中には、子どもの頃に虐待を受けた経験のある場合が少なくないという指摘もあり、児童虐待防止を含めた防犯教育が、被害児童をつくらないだけでなく、将来の加害者をつくらないための重要な教育活動と言えます。</p> <p>市では、警察署や上越少年サポートセンターなどの専門的な知識や技能を有する関係機関や民間団体等と連携を図り、被害者・加害者をつくらない教育に取り組んでいきます。</p> <p>【削除】</p>

現 行	改 定 案
-----	-------

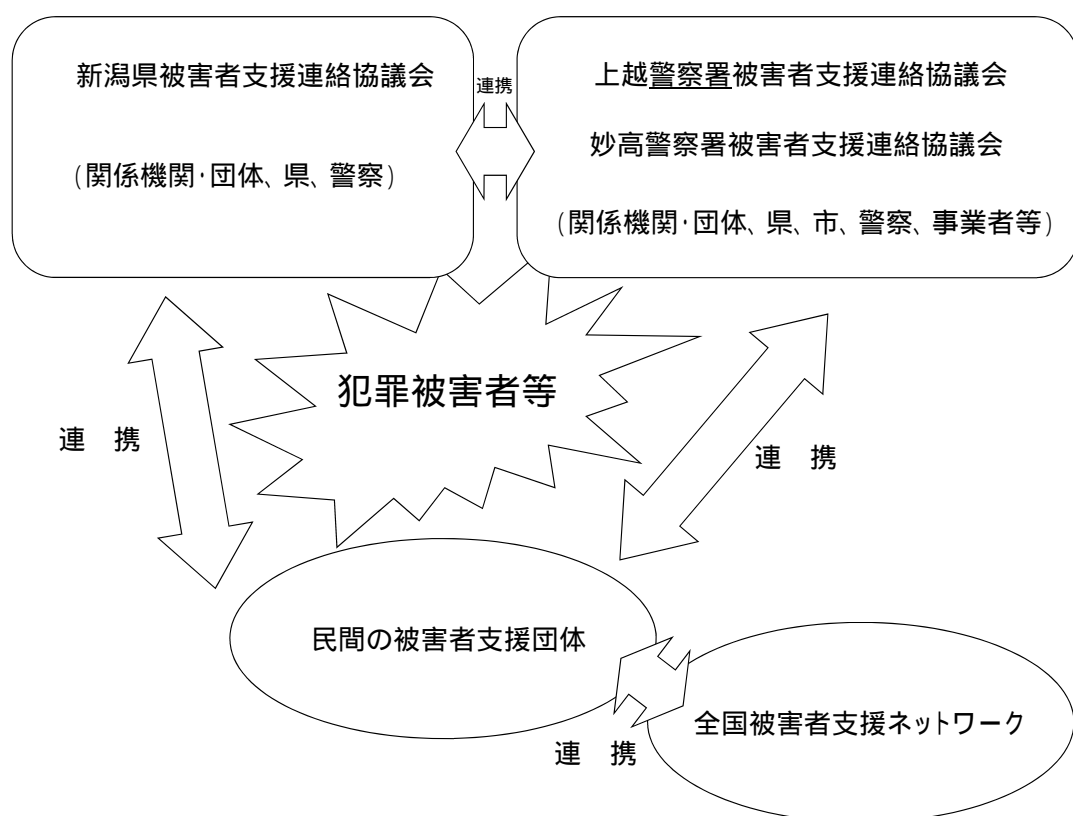
4 - 5 犯罪被害者等に対する支援

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族が、少しでも早く立ち直ることができるように、国や県、関係機関と連携しながら様々なニーズに応じた支援を行います。

具体的には、警察署単位で設置する警察署被害者支援連絡協議会による取り組みを基本とし、各種支援・相談窓口を持つそれぞれの機関の横断的な連携を図っていきます。(次ページ参照。)

市は、市民の皆さんの一番身近な窓口としてそれぞれの機関へ導く役割を果たしていくとともに、関係する庁内各課の連携体制を確立していきます。

犯罪被害者に対する支援体制相関図



犯罪被害者等：犯罪被害者等基本法第2条第2項で、犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

4 - 5 犯罪被害者等に対する支援

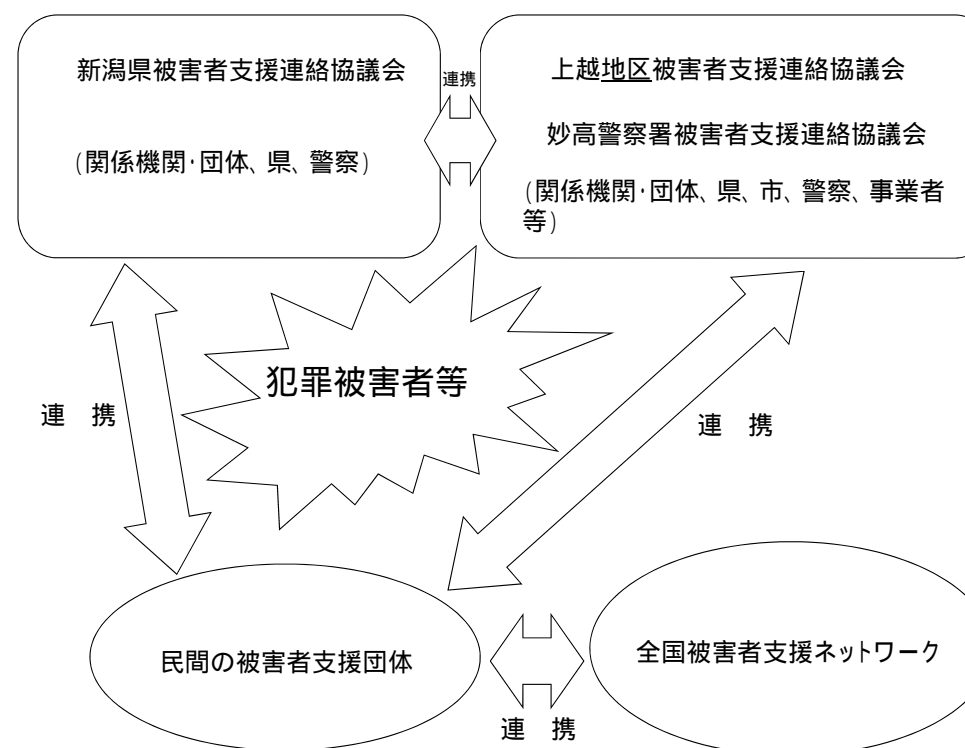
犯罪の被害に遭われた方やそのご家族が、少しでも早く立ち直ることができるように、「犯罪被害者に対する支援」を配慮事項に位置付けて、国や県、関係機関と連携しながら様々なニーズに応じた支援を行います。

具体的には、警察署単位で設置する警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、各種支援・相談窓口を持つそれぞれの機関の横断的な連携を図っていきます。

(次ページ犯罪被害者に対する支援制度等一覧表参照。)

市では、市民の皆さんの一番身近な窓口としてそれぞれの機関へ導く役割を果たしていくとともに、関係する庁内各課の連携体制を図っています。

犯罪被害者に対する支援体制相関図



犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。
犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

犯罪被害者に対する支援制度等一覧表

支援内容	制度名	取り扱い機関、団体等
危機介入	指定被害者支援要員制度	警察
情報提供	被害者連絡制度	警察
	被害者等通知制度	検察庁
再被害防止	DV 法に基づく保護命令等	県、市、警察、裁判所
	ストーカー規制法に基づく警告	県、市、警察、裁判所
	住民票の閲覧制限(DV、ストーカー)	市、警察
プライバシー保護	人権救済制度	法務省の人権擁護機関
経済的支援	犯罪被害給付制度	警察
	検案書、診断書、遺体搬送等の費用負担	警察
	所得控除	税務署
	犯罪被害救援基金	財団法人犯罪被害救援基金
裁判における支援	被害者支援員制度	検察庁
	裁判における各種支援制度	裁判所
	不起訴処分の当否	検察審査会
各種相談	各種相談	警察本部、警察署、少年サポートセンター、市
	被害者ホットライン	検察庁
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター(法テラス)
	無料相談	弁護士会
	被害に関する心の相談	NPO 法人にいがた被害者支援センター
	心の健康	精神保健福祉センター、市
	自殺防止	社会福祉法人新潟いのちの電話
	カウンセリング	警察本部被害者対策室、県臨床心理士会
	子ども、女性、DV、児童虐待	県女性福祉相談所、児童相談所、警察、市
	暴力団に関する相談	新潟県暴力追放運動推進センター
	人権相談	法務局、市
	悪質商法	県・市の消費生活センター

犯罪被害者に対する支援制度等一覧表

支援内容	制度名	取り扱い機関、団体等
危機介入	指定被害者支援要員制度	警察
情報提供	被害者連絡制度	警察
	被害者等通知制度	検察庁
再被害防止	DV 法 1 に基づく保護命令等	県、市、警察、裁判所
	ストーカー規制法 2 に基づく警告	県、市、警察、裁判所
	住民票の閲覧制限(DV、ストーカー)	市、警察
プライバシー保護	人権救済制度	法務省の人権擁護機関
経済的支援	犯罪被害給付制度	警察
	検案書、診断書、遺体搬送等の費用負担	警察
	所得控除	税務署
	犯罪被害救援基金	公益社団法人犯罪被害救援基金
裁判における支援	被害者支援要員制度	検察庁
	裁判における各種支援制度	裁判所
	不起訴処分の妥当性の審査	検察審査会
各種相談	各種相談	警察本部、警察署、少年サポートセンター、市
	被害者ホットライン	検察庁
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター(法テラス)
	無料相談	弁護士会
	被害に関する心の相談	公益社団法人にいがた被害者支援センター
	心の健康	精神保健福祉センター、保健所、市
	自殺防止	上越地域いのちの支えセンター 新潟いのちの電話
	カウンセリング	警察本部犯罪被害者支援室、県臨床心理士会
	子ども、女性、DV、児童虐待	県女性福祉相談所、児童相談所、警察、市
	暴力団に関する相談	新潟県暴力追放運動推進センター
	人権相談	法務局、市
	悪質商法	県・市の消費生活センター

1 DV法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)

2 ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

現 行	改 定 案
<p>4 - 6 地域の特性を生かした<u>取り組み</u></p> <p>犯罪の発生には、その地域の立地、環境、人口、交通等の特徴や様々な要素が影響を及ぼしあっているものと考えられます。</p> <p>本市は合併により市域が大きく拡大し、様々な地域特性を有することから、市域全体に共通するサービスの提供や<u>取り組み</u>を行うだけでなく、それぞれの地域に即した視点を持つことが必要になります。</p> <p><u>このような認識を踏まえ、条例第 18 条では「犯罪の防止に配慮した地域づくりに向けた環境整備等の施策を重点的に実施する地域を安全安心に関する活動モデル地域として指定することができる」と規定しています。</u></p> <p><u>これを受けて市では、地域の特性や犯罪発生の状況、地域防犯活動の状況等を総合的に考慮し、実効性のあるサービスや施策を講じていく地域を指定して、市民の皆さんが主体となった防犯の取り組みを行っていただいています。</u></p> <p><u>これらの試行的な取り組みやモデル事例（好事例や失敗した事例を含む）を、他の地域に波及させていくことにより、「みんなで防犯」の機運をいっそう高めていくこととしています。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 19 年度 上越市安全安心モデル地域</p> <p>1) 下保倉小学校区 取組主体：下保倉地区防犯組合 取組内容：防犯標語の立て看板を通学路に設置して、パトロール経路・監視ポイントを確認する活動が行われています。</p> <p>2) 国府小学校区 取組主体：国府小学校区防犯組合 取組内容：地域ぐるみで、安全マップ作りに取り組み、各町内で危険箇所の確認や点検が行われています。</p> <p>3) 大潟町小学校区 取組主体：大潟区防犯組合 取組内容：地域の防犯意識を高めるため、各町内会で防犯活動や講習会を計画しています。</p> </div>	<p>4 - 6 地域の特性を生かした<u>取組</u></p> <p>犯罪の発生には、その地域の立地、環境、人口、交通等の特徴や様々な要素が影響を及ぼしあっているものと考えられるため、「地域の特性を生かした取組」を配慮事項に位置付けて、<u>取組</u>を推進します。</p> <p>本市は合併により市域が大きく拡大し、様々な地域特性を有することから、市域全体に共通するサービスの提供や取組を行うだけでなく、それぞれの地域に即した視点を持つことが必要になります。</p> <p>【削除】</p> <p><u>市では、これまでの試験的なモデル事業の取組を生かし、地域の特性や犯罪発生の状況、地域防犯活動の状況等を総合的に考慮し、事業に取り組んでいきます。</u></p> <p>【削除】</p>

裏面あり

現 行	改 定 案
<p><u>4 - 7 制度の改善・見直し(こども110番の家)</u></p> <p>犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを進めていく<u>取り組み</u>は、ソフト、ハードを含め多岐に渡り、いずれの<u>取り組み</u>も防犯まちづくりにおいて必要不可欠な要素です。</p> <p>しかしながら時間の経過とともに、<u>取り組み</u>に対する関心が薄れたり形式的なものとなってしまうケースもあるのが現状です。</p> <p>こうした現状を回避し、常に時代にあった<u>取り組み</u>を展開していくため、市では「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」と連携し、進捗状況の確認や効果の測定、制度の見直し・改善を行っていきます。</p> <p><u>こうした取り組みの一例として、「こども110番の家」事業の見直しがあります。</u></p> <p><u>子どもを守る地域安全活動が活発になり、小学校区を単位とした地域安全マップの作製などが各地で行われ、この過程において「子どもの緊急避難所」として設置された「こども110番の家」の重要性が再認識されています。</u></p> <p><u>こども110番の家は、平成9年5月、神戸市で小学生児童が殺害された痛ましい事件や、全国的に児童・生徒等社会的弱者を狙った通り魔的犯罪が多発したことに伴い、同年7月、警察署、市町村、教育委員会、学校等が連携して、地域の皆さんの協力を得て、緊急時に子どもがいつでも駆け込むことができる避難所を確保するために設置したものです。</u></p> <p><u>しかし、時間の経過とともに110番の家の設置意義や必要性などについての意識が薄れ、次第に制度そのものも衰退傾向となり、制度の見直しと再整備を求める声が多く聞こえるようになりました。</u></p> <p><u>このため、市では、関係する上越警察署、上越市防犯協会と、こども110番の家の設置方法について検討を行い、こども110番の家を「地域ボランティア」として位置づけ、設置に関する推奨モデル(例)を考案しました。</u></p> <p><u>今後、地域や事業者の皆さんの協力を得ながら、推奨モデル(例)の普及に取り組んでいきます。</u></p>	<p><u>4 - 7 制度の改善・見直し</u></p> <p>犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを進めていく<u>取組</u>は、ソフト、ハードを含め多岐に渡り、いずれの<u>取組</u>も防犯まちづくりにおいて必要不可欠な要素です。</p> <p>しかしながら時間の経過とともに、<u>取組</u>に対する関心が薄れたり、形式的なものとなってしまうケースもあるのが現状です。</p> <p>こうした現状を回避し、常に時代にあった<u>取り組み</u>を展開していくため、市では「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」と連携し、進捗状況の確認や効果の測定、制度の見直し・改善を行っていきます。</p> <p>【削除】</p>

現 行	改 定 案
<p data-bbox="240 310 952 352">第4章 計画の基本方向を構成する主要事業</p> <hr/> <p data-bbox="228 443 1445 525">本計画の基本方向である「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」について、それぞれの実現に向けた具体的な取り組みが「<u>主な施策</u>」です。</p> <p data-bbox="228 531 1424 613">本計画では、この「<u>主な施策</u>」の目的を直接的に達成するために行う事業を「<u>主要事業</u>」として、また、間接的に寄与、関連する事業を「<u>副次的事業</u>」として整理、分類しました。</p>	<p data-bbox="1507 310 2220 352">第4章 計画の基本方向を構成する主要事業</p> <hr/> <p data-bbox="1507 443 2742 525">本計画の基本方向である「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」について、それぞれの実現に向けた具体的な<u>取組</u>が「<u>主な施策</u>」です。</p> <p data-bbox="1507 531 2721 613">本計画では、この「<u>主な施策</u>」の目的を直接的に達成するために行う事業を「<u>主要事業</u>」として、また、間接的に寄与、関連する事業を「<u>関連事業</u>」として整理、分類しました。</p>

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

1 意識づくり

市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。

1 - 1 防犯意識の広報啓発

市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深め、「地域の安全は自ら守る」という意識、自ら率先して地域の安全活動への参加意欲を高めるため、上越市防犯の日、上越市防犯週間における重点的な活動、防犯フェア等の啓発事業を実施し、市民だけでなく事業者等の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。

広報紙やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ放送などの各種媒体を活用して積極的な広報活動を推進し、市民等の自主防犯に対する意識啓発を推進します。

仕事や観光等で本市を訪れる皆さんも安心して滞在することができるよう、市、市民、事業者、町内会、防犯協会・防犯組合等が互いに連携し、安全安心まちづくりを推進していきます。

【主要事業】

1 - 1 - 1	上越市防犯の日、上越市防犯週間
事業主体	市（防災危機管理課） 上越市防犯協会
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、青少協、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・上越市防犯の日（7月12日） 上越市防犯週間（7月12日の直前の土曜日から直後の日曜日までの期間）は、 <u>安全安心まちづくりへの関心や理解を深めてもらう</u> 目的で指定したもの。 ・全市的に防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の確認などの活動の実践を通し、市民等の自主的な <u>取り組みの気運</u> を高める。
事業根拠	条例第17条（上越市防犯の日の指定等）
事業実施上の配慮事項	地域特性、事業者による防犯活動への参加

成果指標 (数値目標)	防犯の日、防犯週間における活動参加団体数			
	(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)
	336団体、 15,813人	400団体、 20,000人	570団体、 18,880人	700団体、 20,000人

1 意識づくり

市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。

1 - 1 防犯意識の広報啓発

市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深め、「地域の安全は自ら守る」という意識、自ら率先して地域の安全活動への参加意欲を高めるため、上越市防犯の日、上越市防犯週間における重点的な活動、防犯フェア等の啓発事業を実施し、市民だけでなく事業者等の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。

広報紙やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ放送などの各種媒体を活用して積極的な広報活動を推進し、市民等の自主防犯に対する意識啓発を推進します。

仕事や観光等で本市を訪れる皆さんも安心して滞在することができるよう、市、市民、事業者、町内会、防犯協会・防犯組合等が互いに連携し、安全安心まちづくりを推進していきます。

【主要事業】

1 - 1 - 1	上越市防犯の日、上越市防犯週間		
事業主体	市（防災危機管理課） 上越市防犯協会		
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、青少協、防犯協会・防犯組合等		
事業内容	・ <u>安全安心まちづくりへの関心や理解を深める契機とするため</u> 、上越市防犯の日（7月12日） 上越市防犯週間（7月12日の直前の土曜日から直後の日曜日までの期間） <u>を設定する</u> 。 ・全市的に防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の <u>設置箇所確認</u> などの活動の実践を通し、市民等の自主的な <u>取組の気運</u> を高める。		
事業根拠	<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例</u> ((平成18年条例第75号)以下「条例」という。)第17条（上越市防犯の日の指定等）		
配慮事項	<u>地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動</u>		
成果指標 (数値目標)	防犯の日、防犯週間における活動参加団体数		
	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)
	742団体、 35,075人	750団体、 36,000人	780団体、 37,000人

現 行		改 定 案	
1 - 1 - 2	市民防犯フェア	1 - 1 - 2	市民防犯フェア
事業主体	市(防災危機管理課) 上越市防犯協会	事業主体	市(防災危機管理課) 上越市防犯協会
事業対象	市民、町内会、事業者、防犯協会・防犯組合等	事業対象	市民、町内会、事業者、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・市民防犯フェアは、「空き巣」、「車上ねらい」などの身近な犯罪被害を未然に防止するための知識等の習得を目的として、 <u>防犯機器や物品等を展示広報するもの。</u> ・地域巡回型で開催。	事業内容	・「 <u>住宅対象侵入盗</u> 」、「 <u>車上ねらい</u> 」、「 <u>特殊詐欺</u> 」などの身近な犯罪被害を未然に防止するための知識等の周知のため、 <u>市民防犯フェアを実施する。</u> ・ <u>地域巡回型で開催する。</u>
事業根拠	条例第23条(広報活動の充実等)	事業根拠	条例第23条(広報活動の充実等)
事業実施上の配慮事項	<u>地域特性、事業者による防犯活動への参加</u>	配慮事項	<u>地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動</u>

1 - 1 - 3	安全安心まちづくり推進パトロール
事業主体	市(防災危機管理課)
事業対象	市民、学校、児童・生徒、地域
事業内容	・ <u>安全安心まちづくり推進パトロールは、犯罪発生を抑止を目的として、青色回転灯を装着したパトロール車や防犯ステッカーを貼った車が、市域を巡回パトロールするとともに、防犯広報や通学路・通園路等の安全点検を行うもの。</u> ・ <u>特に、不審者事案の発生地域、時季に合わせた観光施設周辺、通勤・通学の時間に合わせた駐車輪場なども適宜パトロールを実施。</u>
事業根拠	条例第23条(広報活動の充実等)
事業実施上の配慮事項	<u>地域特性、来越者の安全確保</u>

1 - 1 - 3	安全安心まちづくり推進パトロール
事業主体	市(防災危機管理課)
事業対象	市民、学校、児童・生徒、地域
事業内容	・ <u>青色回転灯を装着した市公用車により、市内巡回を実施する。</u>
事業根拠	条例第23条(広報活動の充実等)
配慮事項	<u>地域の特性を生かした取組、来越者の安全確保</u>

裏面あり

現 行		改 定 案	
1 - 1 - 4	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間	1 - 1 - 4	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間
事業主体	県、市(防災危機管理課) 上越市防犯協会、警察	事業主体	県、市(防災危機管理課) 上越市防犯協会、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合等	事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、 <u>地区防犯協会</u> ・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間(毎年10月11日から20日までの間)は、防犯まちづくりへの関心や理解を深める目的で、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき指定されたもの。 全県的に、防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検などの防犯活動を行い、自主的な取り組みの気運を高める。 旬間に合わせ、市、警察、上越市防犯協会が連携して啓発行事を開催するとともに、県が実施する県民大会などへの参加を促進する。 	事業内容 <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌、ホームページなどにより、旬間について広報を行い、自主的な取組の気運を高める。 旬間に合わせ、市、警察、上越市防犯協会が連携して啓発行事を開催するとともに、県が実施する県民大会などへの参加を促進する。 	
事業根拠	条例第11条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)	事業根拠	条例第11条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)
事業実施上の配慮事項	地域特性、事業者による防犯活動への参加	配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動
		【追加】	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間： 毎年10月11日から20日までの間は、防犯まちづくりへの関心や理解を深める目的で、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき指定されています。
1 - 1 - 5	社会を明るくする活動(上越市青少年健全育成研究会)	1 - 1 - 5	社会を明るくする活動(上越市青少年健全育成研究会)
事業主体	上越地区保護司会	事業主体	上越地区保護司会
事業対象	市民、学校、PTA、民生委員・児童委員、保護司等	事業対象	市民、学校、PTA、民生委員・児童委員、保護司等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会を明るくする活動は、犯罪や非行の防止、罪を犯した少年少女の更生について理解を深め、それぞれの立場で犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを実現するため、市民の意識を高める活動を行うもの。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行の防止、罪を犯した少年少女の更生について理解を深め、<u>犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを実現するため、市民の意識を高める啓発及び街頭宣伝活動や研究会を実施する。</u>
事業根拠	保護司法	事業根拠	保護司法(昭和25年法律第204号)第8条の2第1項
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動	配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
【副次的事業】		【1-1関連事業】	
2 - 1 - 2	110番協力車	2 - 1 - 1	110番協力車
2 - 1 - 3	青色回転灯パトロール	2 - 1 - 3	青色回転灯パトロール
2 - 4 - 1	青少年健全育成協議会の活動	2 - 4 - 1	地域青少年育成会議の活動
2 - 4 - 3	上越地区保護司会犯罪予防活動	2 - 4 - 3	上越地区保護司会犯罪予防活動

現 行	改 定 案
-----	-------

1 - 2 防犯教室、講習会の開催

犯罪の防止に配慮した安全安心まちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識や理解を持つことが必要です。

そこで、犯罪被害に遭わないための防犯教育だけでなく、犯罪を起こさないための非行防止や薬物乱用防止、いじめ防止、児童虐待防止などの教育にも配慮した各種教室や講習会を関係機関等と連携し、開催します。

また、高齢者等を狙った悪質訪問販売や振り込み詐欺等の被害防止を図るため、高齢者防犯教室などを開催します。

このほか、観光施設や宿泊施設等の事業者を対象とした防犯講習会を開催するなど、来越者が安全で安心して滞在できる防犯まちづくりに配慮します。

【主要事業】

1 - 2 - 1	防犯座談会（出前講座）
事業主体	市（防災危機管理課）、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯座談会（出前講座）は、安全安心まちづくりに関する理解を深めるため、地域の座談会や集会などの場を活用して出前講座を開くもの。 ・防犯に関する知識や情報を提供。 ・一人暮らし高齢化の進んでいる地域では、悪質訪問販売や振り込み詐欺の被害防止講座など、地域実情に合わせた内容による開催。
事業根拠	条例第 11,23 条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、広報活動の充実等）
事業実施上の配慮事項	地域特性、事業者による防犯活動への参加

1 - 2 防犯教室、講習会の開催

犯罪の防止に努めた安全安心な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識や理解を持つことが必要です。

そこで、犯罪被害に遭わないための防犯教育だけでなく、犯罪を起こさないための非行防止や薬物乱用防止、いじめ防止、児童虐待防止などの教育にも配慮した各種教室や講習会を関係機関等と連携し、開催します。

また、高齢者等を狙った悪質訪問販売や特殊詐欺等の被害防止を図るため、高齢者防犯教室などを開催します。

このほか、観光施設や宿泊施設等の事業者を対象とした防犯講習会を開催するなど、来越者が安全で安心して滞在できる防犯まちづくりに配慮します。

【主要事業】

1 - 2 - 1	防犯座談会（出前講座）
事業主体	市（防災危機管理課）、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくりに関する理解を深めるため、地域の座談会や集会などの場を活用して出前講座を開催する。 <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯座談会(出前講座)では、防犯に関する事項、特殊詐欺の被害防止などの知識や情報の提供を地域特性や状況に応じて行う。
事業根拠	条例第 11,23 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、広報活動の充実等)
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

裏面あり

現 行		改 定 案	
1 - 2 - 2	安全教室(防犯教室)	1 - 2 - 2	安全教室(防犯教室)
事業主体	市(防災危機管理課)、学校、幼稚園・保育園、町内会等	事業主体	市(防災危機管理課)、学校、幼稚園・保育園、町内会等
事業対象	市民、高齢者、児童・幼児等	事業対象	市民、高齢者、児童・幼児等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教室(防犯教室)は、犯罪被害の防止を目的として、幼稚園・保育園、小学校、高齢者団体などにおいて開催しているもの。 ・園児対象のこども安全教室(防犯教室)は、防犯ボランティアの協力により紙芝居や寸劇などを用いて教室を開催。 ・一人暮らし高齢者の多い地域における悪質訪問販売や振り込め詐欺の被害防止講座など、地域実情に合わせた内容による開催。 ・専門的な知識や技能を有する機関・団体との情報交換・意見交換など、連携を図り、効果的な教育を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害の防止を目的として、幼稚園・保育園、小学校、高齢者団体などにおいて開催する。 ・園児対象の安全教室(防犯教室)は、主任児童委員が主体となり、民生委員、児童委員、警察、市が協力し紙芝居や寸劇などを用いた分かりやすい内容で実施する。 ・高齢者や市民を対象の安全教室(防犯教室)は、悪質訪問販売や特殊詐欺の被害防止講座など地域特性や状況に合わせた内容で実施する。 ・専門的な知識や技能を有する機関・団体との情報交換・意見交換など、連携を図り、効果的な教育を目指す。 	
事業根拠	条例第 11,12 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、安全確保に係る教育等の充実)	事業根拠	条例第 11,12 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、安全確保に係る教育等の充実)
事業実施上の配慮事項	地域特性、被害者・加害者をつくらない教育	配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

1 - 2 - 3	安全安心アドバイザー
事業主体	市(防災危機管理課)
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心アドバイザーは、自主的に行われる防犯活動や安全安心まちづくり活動を支援する目的で、防犯まちづくりの専門家を派遣するもの。 ・安全安心アドバイザーによる指導、助言を通じて、地域における問題点の改善や防犯知識の習得を図る。
事業根拠	条例第 19 条(自主的な活動に対する支援)上越市安全安心アドバイザー制度実施要綱
事業実施上の配慮事項	地域特性、事業者による防犯活動への参加

【安全安心アドバイザー削除】

現 行		改 定 案	
1 - 2 - 4	非行防止教室、薬物乱用防止教室	1 - 2 - 3	非行防止教室、薬物乱用防止教室
事業主体	警察(上越少年サポートセンター)、学校	事業主体	警察(上越少年サポートセンター)、学校
事業対象	児童・生徒	事業対象	児童・生徒
事業内容	・ <u>非行防止教室、薬物乱用防止教室は、</u> 具体的事例等を題材として直接児童・生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させる等により、少年の非行防止を図るもの。	事業内容	・具体的事例等を題材として直接児童・生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させるとともに注意喚起を行うことにより、少年の非行防止を図る。
事業根拠		事業根拠	<u>少年サポートセンター運営要綱第4条</u>
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育	配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【副次的事業】

3 - 3 - 4	安全マップの作製支援
-----------	------------

【1 - 2 関連事業】

3 - 3 - 4	安全マップの作製支援
-----------	------------

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

1 - 3 防犯情報の提供

犯罪の発生状況や防犯に関する知識、不審者の情報などを広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどの各種広報媒体や安全メール等のシステムを活用して情報提供します。

地域特性に配慮した効果的な情報提供を心がけ、犯罪被害の拡大防止と予防に努めます。

また、本市の安全安心まちづくりの取り組みや推進状況に関する情報、活動事例、防犯活動の参考となる情報等についても積極的に提供していきます。

【主要事業】

1 - 3 - 1	上越市安全安心情報（安全メール）			
事業主体	市（防災危機管理課）			
事業対象	市民			
事業内容	・ <u>上越市安全安心情報（安全メール）</u> は、市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、ホームページと携帯電話のメール機能を活用し、防犯、防災、交通安全などの安全安心情報を配信するもの。			
事業根拠	条例第 11, 13, 19 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、学校等における安全確保等、自主的な活動に対する支援)			
事業実施上の配慮事項				
成果指標 (数値目標)	安全メール登録者数			
	(平成 18 年)	当初目標 (平成 21 年)	進捗状況 (平成 20 年)	新規目標 (平成 24 年)
	1,904 人	2,400 人	2,745 人	3,900 人

1 - 3 防犯情報の提供

犯罪の発生状況や防犯に関する知識、不審者の情報などを広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線などの各種広報媒体や安全メール等のシステムを活用して情報提供します。

地域特性に配慮した効果的な情報提供を心がけ、犯罪被害の拡大防止と予防に努めます。

また、本市の安全安心まちづくりの取組や推進状況に関する情報、活動事例、防犯活動の参考となる情報等についても積極的に提供していきます。

【主要事業】

1 - 3 - 1	上越市安全安心情報（安全メール）		
事業主体	市（防災危機管理課）		
事業対象	市民		
事業内容	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、ホームページと携帯電話等のメール機能を活用し、防犯、防災、交通安全などの安全安心情報を配信する。		
事業根拠	条例第 11, 13, 19 条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、学校等における安全確保等、自主的な活動に対する支援）		
配慮事項	<u>来越者の安全確保、事業者による防犯活動</u>		
成果指標 (数値目標)	安全メール登録者数		
	(平成 26 年度)	前期目標 (平成 30 年度)	最終目標 (平成 34 年度)
	5,495 人	6,000 人	<u>7,000 人</u>

現 行		改 定 案	
1 - 3 - 2	地域安全ニュース等の発行	1 - 3 - 2	地域安全ニュース等の発行
事業主体	上越市防犯協会、警察、市(防災危機管理課)	事業主体	上越市防犯協会、警察、市(防災危機管理課)
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、PTA	事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、PTA
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域安全ニュース等は、防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の活性化に役立つ、情報の発信を目的として発行するもの。</u> ・<u>空き巣被害や振り込め詐欺被害、身近な犯罪の発生状況などを地域安全ニュースにまとめ、地域に情報提供するもの。</u> ・<u>新たに、事業者へ防犯情報の提供を実施。</u> 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の活性化に役立つ、情報の発信を目的として発行する。 ・<u>住宅侵入被害や特殊詐欺被害等、身近な犯罪の発生状況などを地域安全ニュースにまとめ、地域に情報提供する。</u> ・<u>ホームページなどにより事業者へ防犯情報の提供をする。</u>
事業根拠	条例第 11, 13, 19 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、学校等における安全確保等、自主的な活動に対する支援)	事業根拠	条例第 11, 13, 19 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等、学校等における安全確保等、自主的な活動に対する支援)
事業実施上の配慮事項	地域特性、事業者による防犯活動への参加	配慮事項	<u>地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動</u>

1 - 3 - 3	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議
事業主体	市(防災危機管理課)
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議は、安全で安心して暮らせる上越市を創るため、条例に基づき設置。</u> ・<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の進捗管理及び安全安心まちづくりに関する調査・審議を行うもの。</u>
事業根拠	条例第 25 ~ 29 条(第 4 章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議)
事業実施上の配慮事項	

1 - 3 - 3	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議
事業主体	市(防災危機管理課)
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心して暮らせる上越市を創るため、<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の進捗状況の評価や安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本的事項及び重要事項について調査・審議を行う。</u> 【削除】
事業根拠	条例第 25 ~ 29 条(上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議)
配慮事項	<u>制度の改善・見直し</u>

裏面あり

現 行		改 定 案	
1 - 3 - 4	ホームページ、大型ビジョンによる広報	1 - 3 - 4	ホームページ、大型ビジョンによる広報
事業主体	市(防災危機管理課)、警察、上越市防犯協会	事業主体	市(防災危機管理課)、警察、上越市防犯協会
事業対象	市民	事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで市全体の状況に加え、地区別の犯罪発生状況をデータやマッピングした情報、地域における防犯活動の様子や市民への注意喚起などきめ細かな情報を提供し、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促すもの。 ・大型ビジョンを人の集まる場所に設置し、振り込め詐欺被害や身近な犯罪の発生状況などの情報を提供するもの。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで市全体の状況に加え、地区別の犯罪発生状況をデータやマッピングした情報、地域における防犯活動の様子や市民への注意喚起などきめ細かな情報を提供し、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促す。 ・人が集まる場所の大型ビジョンを活用し、特殊詐欺被害や身近な犯罪の発生状況などの情報を提供する。
事業根拠	条例第 11,19 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する情報提供、自主的な活動に対する支援)	事業根拠	条例第 11,19 条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する情報提供、自主的な活動に対する支援)
事業実施上の配慮事項		配慮事項	被害者・加害者をつくらぬ教育

【副次的事業】

3 - 3 - 4	安全マップの作製支援
-----------	------------

【1 - 3 関連事業】

3 - 3 - 4	安全マップの作製支援
-----------	------------

現 行	改 定 案
-----	-------

2 地域づくり

本市では、昔から近隣同士の挨拶や声かけなどが日常的に行われる習慣や美風があり、知らない者が入り込めばすぐにわかるという、地域社会における無意識の監視・領域性が防犯上の効果をもたらしてきました。

近年、都市化、社会環境の著しい変化に伴い、地域コミュニティが変質し、身近なところで犯罪が増加するなど、地域に備わっていた自主防犯の機能が低下してきました。

市では、市民等に「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識が芽生え、ボランティアパトロールや子ども見守り活動が活発に行われるよう、薄れつつある地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 - 1 自主防犯活動の推進

地域の連帯感や地域の防犯力を高めるため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取り組みの継続を支援します。

地域における自主防犯活動のモデル事業、110番協力車制度など、活動組織、事業者等の交流促進にも配慮しながら、地域特性に応じた活動の支援と推進を図ります。

【主要事業】

2 - 1 - 1	安全安心モデル地域
事業主体	市（防災危機管理課）
事業対象	市民、防犯協会・防犯組合、町内会、自主防犯団体、PTA等
事業内容	・安全安心モデル地域は、地域実情にあった犯罪の防止に配慮した地域づくりを推進する目的で指定するもの。 ・市では、安全安心パトロール車の巡回、防犯教室、自主防犯活動に対する補助金交付などの事業を重点的に推進する。
事業根拠	条例第18条（モデル地域の指定）
事業実施上の配慮事項	地域特性

成果指標 (数値目標)	上越市安全安心モデル地域の指定	
	現況（平成18年度） 0地域	目標（平成21年度） 延べ6地域
備考	目標達成につき平成21年度で事業終了	

2 地域づくり

本市では、昔から近隣同士の挨拶や声かけなどが日常的に行われる習慣や美風があり、知らない者が入り込めばすぐにわかるという、地域社会における無意識の監視・領域性が防犯上の効果をもたらしてきました。

近年、都市化、社会環境の著しい変化に伴い、地域コミュニティが変質し、身近なところで犯罪が増加するなど、地域に備わっていた自主防犯の機能が低下してきました。

市では、市民等に「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識が芽生え、ボランティアパトロールや子ども見守り活動が活発に行われるよう、薄れつつある地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 - 1 自主防犯活動の推進

地域の連帯感や防犯力を高めるため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取組の継続を支援します。

地域における自主防犯活動の状況、事業者等の交流促進にも配慮しながら、地域の特性に応じた活動の支援をします。

【安全安心モデル地域削除】

裏面あり

現 行		改 定 案												
2 - 1 - 2	110番協力車	2 - 1 - 1	110番協力車											
事業主体	市(防災危機管理課)	事業主体	市(防災危機管理課)											
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者等	事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者等											
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・110番協力車は、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り、日常的に「ながらパトロール」を展開するもの。 ・地区防犯団体や町内会の推薦者、事業所、公用車などで実施。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り、日常的に「ながらパトロール」を実施する。 ・市民、事業所、公用車などで実施する。 											
事業根拠	上越市110番協力車制度実施要綱	事業根拠	上越市110番協力車制度実施要綱											
事業実施上の配慮事項	事業者による防犯活動への参加	配慮事項	事業者による防犯活動											
成果指標 (数値目標)	<table border="1"> <tr> <td>上越市110番協力車登録台数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(平成18年)</td> <td>当初目標 (平成21年)</td> <td>進捗状況 (平成20年)</td> <td>新規目標 (平成24年)</td> </tr> <tr> <td>2,700台</td> <td>3,700台</td> <td>3,992台</td> <td>4,000台</td> </tr> </table>	上越市110番協力車登録台数				(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)	2,700台	3,700台	3,992台	4,000台	【成果指標削除】
上越市110番協力車登録台数														
(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)											
2,700台	3,700台	3,992台	4,000台											
2 - 1 - 3	青色回転灯パトロール	2 - 1 - 2	青色回転灯パトロール											
事業主体	市(防災危機管理課)	事業主体	市(防災危機管理課)											
事業対象	市民	事業対象	市民											
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯パトロールは、犯罪抑止と地域の安全の確保を目的として、青色回転灯を装着した庁用車による地域巡回を実施するもの。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪抑止と地域の安全の確保を目的として、青色回転灯を装着した庁用車による地域巡回を実施する。 											
事業根拠	条例第4条(市の責務)	事業根拠	条例第4条(市の責務)											
事業実施上の配慮事項	地域特性	配慮事項	地域の特性を生かした取組											
2 - 1 - 4	上越市防犯活動促進補助金		【上越市防犯活動促進補助金削除】											
事業主体	市(防災危機管理課)													
事業対象	町内会、防犯協会・防犯組合、自主防犯団体等													
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市防犯活動促進補助金は、地域による自主的な防犯活動を支援する目的として、地区防犯協会・防犯組合、町内会、自主防犯活動団体等に対し、活動に必要な物品の整備に係る費用の1/2を補助するもの。 													
事業根拠	条例第19条(自主的な活動に対する支援) 上越市防犯活動促進補助金交付要綱													
事業実施上の配慮事項	自主防犯活動の活性化													

現 行		改 定 案	
2 - 1 - 5	防犯協会への支援	2 - 1 - 3	防犯協会への支援
事業主体	市(防災危機管理課)	事業主体	市(防災危機管理課)
事業対象	上越市防犯協会、妙高地区防犯協会、市民、防犯協会・防犯組合	事業対象	上越市防犯協会、妙高地区防犯協会、市民、防犯協会・防犯組合
事業内容	・ <u>防犯協会への支援は、上越市防犯協会、妙高地区防犯協会に対し、その活動を支援する目的で一部を負担するもの。</u>	事業内容	・上越市防犯協会、妙高地区防犯協会に対し、その活動を支援する目的で <u>活動費の一部を負担する。</u>
事業根拠	条例第4条(市の責務)、条例第19条(自主的な活動に対する支援)、第23条(広報活動の充実等)	事業根拠	条例第4条(市の責務)、条例第19条(自主的な活動に対する支援)、第23条(広報活動の充実等)
事業実施上の配慮事項	事業者による防犯活動への参加	配慮事項	事業者による防犯活動

【副次的事業】

1 - 1 - 3	安全安心まちづくり推進パトロール
2 - 4 - 1	青少年健全育成協議会の活動

【2 - 1 関連事業】

1 - 1 - 3	安全安心まちづくり推進パトロール
2 - 4 - 1	青少年健全育成協議会の活動

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

2 - 2 人材の育成

地域における防犯まちづくり活動を促進し、より多くの皆さんから自主防犯活動に参加していただくため、ボランティアをはじめ地域防犯活動や運営の中心となるリーダー等の人材育成を図り、地域住民が主体となった防犯活動の活性化を推進します。

【主要事業】

2 - 2 - 1	安全安心リーダー			
事業主体	市（防災危機管理課）			
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者、PTA、青少協、自主防犯団体			
事業内容	・安全安心リーダーは、地域の防犯活動の活性化を図ることを目的として、防犯活動に対するノウハウを習得した人材を育成するもの。 ・年間5回の講座と特別講座の受講者を対象として認定し、認定後は地域の防犯活動の牽引役として活動していただくもの。			
事業根拠	条例第20条（人材の育成等）			
事業実施上の配慮事項	事業者による防犯活動への参加			
成果指標 （数値目標）	安全安心リーダーの養成			
	(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成23年)
	0人	150人	90人	250人

2 - 2 人材の育成

地域における防犯まちづくり活動を促進し、より多くの皆さんから自主防犯活動に参加していただくため、ボランティアをはじめ地域防犯活動のけん引役であるリーダー等と地域住民が主体となった防犯活動の活性化を推進します。

【安全安心リーダー削除】

現 行		改 定 案	
2 - 2 - 2	学校安全ボランティア養成講習会	2 - 2 - 1	学校安全ボランティア養成講習会
事業主体	市(学校教育課)	事業主体	市(学校教育課)
事業対象	学校、PTA、町内会	事業対象	学校、PTA、町内会
事業内容	<p>・学校安全ボランティアの養成を目的として、講習会を開催するもの。</p> <p>・講演会及び分科会を通して、各学校や地域の安全管理体制について見直していく。</p> <p>【参考：平成19年度】</p> <p>講演：テーマ「子どもの危険回避能力を育てる」 講師：日本女子大学総合研究所 宮田美恵子</p> <p>分科会 教職員部会 指導者：宮田美恵子 様 協議会テーマ：「発達段階に応じた安全教育について～安全マップの活用をとおして」 保護者・地域ボランティア部会 協議会テーマ：「保護者・地域の役割について～課題と対策」</p>	<p>・学校安全ボランティアの養成を目的として、講習会を開催する。</p> <p>・講演会を通して、各学校や地域の安全管理体制について見直す。</p> <p>【削除】</p>	
事業根拠	文部科学省、新潟県教育委員会の委嘱事業	事業根拠	新潟県教育委員会からの通知(平成21年から市単独事業)
事業実施上の配慮事項	事業者による防犯活動への参加	配慮事項	事業者による防犯活動
2 - 2 - 3	学校安全安心パトロール	【学校安全安心パトロール削除】	
事業主体	市(学校教育課)	【新規】	
事業対象	学校、PTA、児童・生徒	2 - 2 - 2	特殊詐欺被害防止推進員の活動
事業内容	<p>・平成20年度までは、「スクールガードリーダー」事業として学校や地域における安全を確保するため、地域を指定して配置し、学校の巡回指導と評価及び地域の安全の取り組みに対する支援を行ってきたが、平成21年度からは、「学校安全安心パトロール」として車両2台で市内全域をパトロールしているもの。</p>	事業主体	警察
事業根拠	文部科学省・新潟県教育委員会委嘱事業	事業対象	市民
事業実施上の配慮事項		事業内容	<p>・上越警察署、妙高警察署から委嘱を受け、地域や職場など幅広い場面で特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施する。</p>
【副次的事業】		事業根拠	警察庁からの通知
2 - 4 - 4	少年警察ボランティアの活動	配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
		【2 - 2 関連事業】	
		2 - 4 - 4	少年警察ボランティアの活動

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

2 - 3 安全の確保について配慮を必要とする方が
安全で安心して暮らせる取り組みの推進

かつて日本は「世界一安全な国」と言われましたが、近年は犯罪が増加しただけでなく、凶悪化、悪質化の傾向が強まり、子どもをはじめ高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。

市では、こうした安全の確保について配慮し、市民が安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を推進し、共助の地域づくりを推進します。

【主要事業】

2 - 3 - 1	民生委員・児童委員活動
事業主体	市(福祉課)
事業対象	市民、高齢者、児童等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき、地域住民の実態把握や援護を必要とする地域住民の相談・支援活動を行い、地域住民と関係機関とのパイプ役を担っている。</u> ・行政機関等への協力や、自主活動の一環として登下校時の子どもの見守り活動、高齢者世帯への訪問活動を行い、<u>それらを通じて、事件や事故を未然に防ぐ役割を果たしている。</u>
事業根拠	民生委員法、児童福祉法
事業実施上の配慮事項	

2 - 3 - 2	緊急通報装置の貸与
事業主体	市(高齢者支援課)
事業対象	市民、高齢者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急通報装置の貸与は、安否の確認を要するひとり暮らし高齢者に、緊急通報装置を貸与して、その方の不安の解消と緊急時における適切な対応を図るもの。</u> <p>【対象条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時ひとり暮らしのおおむね 65 歳以上の人であって、所得税を課税されていない人 急病、災害時の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められる人
事業根拠	上越市緊急通報装置貸与事業実施要綱
事業実施上の配慮事項	

2 - 3 安全の確保について配慮を必要とする方が
安全で安心して暮らせる取組の推進

かつて日本は「世界一安全な国」と言われましたが、近年は犯罪が増加しただけでなく、凶悪化、悪質化、手口の巧妙化の傾向が強まり、子どもをはじめ高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。

市では、こうした比較的犯罪被害に遭いやすい方々の安全の確保について配慮し、安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を推進します。

【主要事業】

2 - 3 - 1	民生委員・児童委員活動
事業主体	市(福祉課)
事業対象	市民、高齢者、児童等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、<u>地域住民の実態把握や援護を必要とする地域住民の相談・支援活動を行い、地域住民と関係機関とのパイプ役を担っている。</u> ・行政機関等への協力や、自主活動の一環として登下校時の子どもの見守り活動、高齢者世帯への訪問活動<u>など</u>を通じて、<u>事件や事故を未然に防ぐ役割を果たす。</u>
事業根拠	民生委員法、児童福祉法
配慮事項	<u>地域の特性を生かした取組、被害者・被疑者をつくらない教育</u>

2 - 3 - 2	緊急通報装置の貸与
事業主体	市(高齢者支援課)
事業対象	市民、高齢者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域包括支援センター等を通じ、安否の確認を要する一人暮らし高齢者に、緊急通報装置を貸与し、不安の解消と緊急時における適切な対応を図る。</u> <p>【対象条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時一人暮らしの概ね 65 歳以上の人であって、市民税所得割を課税されていない人 急病、災害時の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められる人
事業根拠	上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱
配慮事項	<u>地域の特性を生かした取組</u>

現 行	改 定 案
-----	-------

2 - 3 - 3	上越市おはようコール
事業主体	市(高齢者支援課)
事業対象	市民、高齢者
事業内容	・上越市おはようコールは、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、重度障害者を対象に、週1～2回の電話を通じて、安否確認及び各種相談を行うとともに各種行政サービス等に関する情報を提供するもの。
事業根拠	上越市おはようコール事業実施要綱
事業実施上の配慮事項	

【上越市おはようコール削除】

【新規】

2 - 3 - 3	上越市要保護児童対策地域協議会の活動
事業主体	市(こども課) 上越市要保護児童対策地域協議会
事業対象	要保護児童等
事業内容	・児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、他の地方公共団体、関係機関、団体(1)、町内会等と、要保護児童等(2)に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
事業根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
<p>1 関係機関・団体等：上越児童相談所、警察、上越保健所、保育園、幼稚園、小・中・高等学校長会、民生委員・児童委員、医師会など</p> <p>2 要保護児童等：要保護児童と要支援児童及びその保護者又は特定妊婦。 要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。(児童福祉法第6条の3第8項) 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。(同法同条第5項) 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。(同法同条同項) 児童：18歳に満たない者(同法第4条第1項)</p>	

【副次的事業】

1 - 2 - 2	安全教室(防犯教室)
1 - 3 - 1	上越市安全安心情報(安全メール)
3 - 3 - 5	こども110番の家の活用(警察との連携)
3 - 4 - 4	犯罪被害者支援

【2-3関連事業】

1 - 2 - 2	安全教室(防犯教室)
1 - 3 - 1	上越市安全安心情報(安全メール)
3 - 3 - 5	こども110番の家の活用
3 - 4 - 4	犯罪被害者支援

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

2 - 4 青少年健全育成活動の推進

次世代を担う子どもたちが健全に育ち、将来の地域のリーダーとして成長していくことは、防犯面のみならず活力ある地域社会を維持していく上でも重要な要素です。

地域における子どもたちの非行防止及び保護、有害環境の浄化など諸活動を行う青少年育成協議会(平成19年~20年度で組織の見直しを行っています。)をはじめ、保護司会、警察等と連携し、青少年健全育成活動を推進します。

【主要事業】

2 - 4 - 1	青少年健全育成協議会の活動
事業主体	市(生涯学習推進課、青少年健全育成センター)
事業対象	市民、青少年、保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>上越市青少年健全育成協議会は、「青少年自身の発意と自主性を限りなく尊重し、伸ばしていくとともに、生きがいのある目標をもつ青少年を育成する。」ことを目的として、昭和53年度に小学校区を単位として発足。</u> ・<u>青少年の教育を地域全体が目で見直そうという趣旨で、地域が中心となった組織をつくり、活動を進めているもの。</u> ・<u>活動は、「地域懇談」、「環境健全」、「地域活動振興」を基本とし、関係団体や機関と連携を深めながら、取り組みを行っている。</u> ・<u>平成17年の合併後、54小学校区単位で組織され、市全体では上越市青少年健全育成協議会連合会が組織されている。</u>
事業根拠	
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動

2 - 4 青少年健全育成活動の推進

次世代を担う子どもたちが健全に育ち、将来の地域のリーダーとして成長していくことは、防犯面のみならず活力ある地域社会を維持していく上でも重要な要素です。

青少年の非行防止や街頭指導活動、有害環境浄化などの諸活動を行う青少年健全育成センターをはじめ、保護司会、警察等と連携し、青少年健全育成活動を推進します。

【主要事業】

2 - 4 - 1	地域青少年育成会議の活動
事業主体	市(生涯学習推進課、青少年健全育成センター)
事業対象	市民、青少年
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>各地域青少年育成会議において、「あいさつ運動」をはじめとする活動を推進し、学校や町内会等との連携を深め、青少年の健全育成に努める。(全文改定)</u>
事業根拠	文部科学省からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

(追加)

地域青少年育成会議
「地域の子どもは地域全体で育てる」の理念の下、地域における教育の中心となる組織として、市内22中学校区単位に設立。

現 行		改 定 案														
2 - 4 - 2	青少年健全育成委員による街頭補導	2 - 4 - 2	青少年健全育成委員による街頭指導													
事業主体	市(生涯学習推進課、青少年健全育成センター)	事業主体	市(生涯学習推進課、青少年健全育成センター)													
事業対象	市民、青少年、保護者	事業対象	少年													
事業内容	<p>・青少年健全育成委員は、小中高等学校、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、BBS会、子ども会、町内会、小中学校PTAから推薦を受け、教育委員会が委嘱。(120人)</p> <p>・高田・直江津・春日山駅周辺など、市街地や郊外の商業地域等で街頭補導活動を実施。</p> <p>・街頭における指導や声かけの実践を通し、非行防止にとどまらず、市民一人ひとりの意識や関心の高揚を図るもの。</p>	<p>【削除】</p> <p>・高田・直江津・春日山・上越妙高駅などの周辺、市街地や郊外の商業地域等で街頭指導活動を実施する。</p> <p>・街頭における指導や愛の一声活動の実践を通し、非行防止にとどまらず、市民一人ひとりの意識や関心の高揚を図る。</p>														
事業根拠		事業根拠	上越市青少年健全育成センター規則第6条(平成8年教委規則第3号)													
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動	配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育													
		(追加) 青少年健全育成委員 高等学校、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、BBS会、子ども会、町内会等から推薦を受け、教育委員会が委嘱。														
2 - 4 - 3	上越地区保護司会犯罪予防活動	2 - 4 - 3	上越地区保護司会犯罪予防活動													
事業主体	上越地区保護司会、市(福祉課)、警察	事業主体	上越地区保護司会、市(福祉課)、警察													
事業対象	市民	事業対象	市民													
事業内容	<p>・上越地区保護司会犯罪予防活動は、地域社会の犯罪や非行を未然防止するための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成や犯罪者・非行少年の更生を支援することを目的に、「社会を明るくする運動月間」の啓発活動や上越ケーブルビジョンを通じた広報ビデオの放映、青少年健全育成研究会への協力等を実施。</p>	<p>・地域社会の犯罪や非行を未然防止するための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成や犯罪者・非行少年の更生を支援することを目的に、「社会を明るくする運動月間」の啓発活動や上越ケーブルビジョンを通じた広報ビデオの放映、青少年健全育成研究会への協力等を実施する。</p>														
事業根拠	保護司法	事業根拠	保護司法													
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動	配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育													
成果指標 (数値目標)	非行少年の減少(上越警察署管内) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(平成18年)</td> <td>当初目標 (平成21年)</td> <td>進捗状況 (平成20年)</td> <td>新規目標 (平成24年)</td> </tr> <tr> <td>132人</td> <td>120人</td> <td>129人</td> <td>90人</td> </tr> </table>	(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)	132人	120人	129人	90人	非行少年の減少(上越警察署管内, 中郷区を含む) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(平成25年)</td> <td>前期目標 (平成30年度)</td> <td>最終目標 (平成34年度)</td> </tr> <tr> <td>91人</td> <td>前年より減少させる</td> <td>前年より減少させる</td> </tr> </table>	(平成25年)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	91人	前年より減少させる	前年より減少させる
(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)													
132人	120人	129人	90人													
(平成25年)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)														
91人	前年より減少させる	前年より減少させる														

裏面あり

現 行		改 定 案	
2 - 4 - 4	少年警察ボランティアの活動	2 - 4 - 4	少年警察ボランティアの活動
事業主体	警察、少年補導員、少年指導委員等	事業主体	警察、少年補導員、少年指導委員
事業対象	市民、 <u>青少年</u> 、保護者、学校	事業対象	市民、 <u>少年</u> 、保護者、学校
事業内容	・ <u>少年警察ボランティア(少年補導員、少年指導委員等)の活動は、警察から委嘱等を受け、少年の非行を防止し、少年の健全育成を図るため、街頭補導活動や環境浄化活動等の非行防止活動を行っているもの。</u>	事業内容	・ <u>少年の非行を防止し、少年の健全育成を図るため、街頭補導活動や環境浄化活動等の非行防止活動を実施する。</u>
事業根拠	警察本部長の委嘱等	事業根拠	警察庁からの通知
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくら <u>ない活動</u>	配慮事項	被害者・加害者をつくら <u>ない教育</u>
		(追加)	少年ボランティア(少年補導員、少年指導委員) 上越警察署、妙高警察署や新潟県公安委員会からの委嘱。
2 - 4 - 5	上越少年サポートセンターによる少年保護活動等	2 - 4 - 5	上越少年サポートセンターによる少年保護活動等
事業主体	警察(上越少年サポートセンター)	事業主体	警察(上越少年サポートセンター)
事業対象	<u>青少年</u> 、保護者	事業対象	<u>少年</u> 、保護者
事業内容	少年保護活動 凶悪犯、粗暴犯、福祉犯等の被害に遭った少年等に対し、必要な指導を行うとともに、犯罪被害に伴う精神的ダメージからの回復支援活動を実施する <u>もの。</u> 街頭補導活動 非行実態の把握及び非行少年、不良行為少年、被害少年等の早期発見を目的として、街頭補導活動を実施する <u>もの。</u> 立ち直り支援活動 電話相談、面接相談を通じ、問題行動の改善や被害の軽減を図るため、少年やその保護者に対する助言又は指導を行う等必要な支援活動を実施する <u>もの。</u>	事業内容	少年保護活動 凶悪犯、粗暴犯、福祉犯等の被害に遭った少年等に対し、必要な指導を行うとともに、犯罪被害に伴う精神的ダメージからの回復支援活動を実施する。 街頭補導活動 非行実態の把握及び非行少年、不良行為少年、被害少年等の早期発見を目的として、街頭補導活動を実施する。 立ち直り支援活動 電話相談、面接相談を通じ、問題行動の改善や被害の軽減を図るため、少年やその保護者に対する助言又は指導を行う等必要な支援活動を実施する。
事業根拠	少年警察活動規則	事業根拠	少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくら <u>ない活動</u>	配慮事項	被害者・加害者をつくら <u>ない教育</u>
【副次的事業】		【2 - 4 関連事業】	
1 - 2 - 4	非行防止教室、薬物乱用防止教室	1 - 2 - 4	非行防止教室、薬物乱用防止教室

現 行	改 定 案
<p>3 環境づくり</p> <p>安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪に遭わない、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することが大切です。</p> <p>市では、学校・通学路等の犯罪の防止に配慮した基盤整備だけでなく、防犯住宅の普及啓発、子どもの安全確保のための<u>取り組み</u>、相談業務などのソフト面の充実を図り、ハードとソフトの両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。</p> <p>環境づくりにおいては、企画・設計・構造・設備・管理上の参考となる手法、配慮事項、具体的方策、整備基準などについて、県では「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき次の4つの指針を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等における子どもの安全確保のための指針 通学路等における子どもの安全確保のための指針 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 <p>市ではこれら4つの指針に配慮した<u>取り組み</u>を推進していきます。</p> <p>また、県においては、防犯カメラの設置および利用に関する取り扱いの基準となる指針や留意事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置および利用に関する指針 民間の防犯カメラの設置および利用に関する留意事項 <p>が制定されており、市では防犯カメラの設置および利用に関して人権に配慮した適正な運用が図られるよう努めていくとともに、これら指針等が広く周知されるよう努めていきます。</p> <hr/> <p>3 - 1 犯罪の防止に配慮した基盤(インフラ)整備</p> <p>犯罪の防止に配慮した環境づくりにおいて、その基礎となる基盤(インフラ)整備を推進します。</p> <p>道路、公園、駐車場等の市民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、県の防犯指針に配慮した施設整備や施設改善に努めます。</p> <p>また、犯罪の防止を目的として設置および利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めます。</p>	<p>3 環境づくり</p> <p>安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪に遭わない、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することが大切です。</p> <p>市では、学校・通学路等の犯罪の防止に配慮した基盤整備だけでなく、<u>防犯性の高い住宅の普及啓発</u>、子どもの安全確保のための<u>取組</u>、相談業務などのソフト面の充実を図り、ハードとソフトの両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。</p> <p>環境づくりにおいては、企画・設計・構造・設備・管理上の参考となる手法、配慮事項、具体的方策、整備基準などについて、県では「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき次の4つの指針を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等における子どもの安全確保のための指針 通学路等における子どもの安全確保のための指針 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針 <p>市ではこれら4つの指針に配慮した<u>取組</u>を推進していきます。</p> <p>また、県においては、防犯カメラの設置<u>及び</u>利用に関する取り扱いの基準となる指針や留意事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置<u>及び</u>利用に関する指針 民間の防犯カメラの設置<u>及び</u>利用に関する留意事項 <p>が制定されており、市では防犯カメラの設置<u>及び</u>利用に関して人権に配慮した適正な運用が図られるよう努めていくとともに、これら指針等が広く周知されるよう努めます。</p> <hr/> <p>3 - 1 犯罪の防止に配慮した基盤(インフラ)整備</p> <p>犯罪の防止に配慮した環境づくりにおいて、その基礎となる基盤(インフラ)整備を推進します。</p> <p>道路、公園、駐車場等の市民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、県の防犯指針に配慮した施設整備や施設改善に努めます。</p> <p>また、犯罪の防止を目的として設置<u>及び</u>利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めます。</p>

裏面あり

現 行		改 定 案	
【主要事業】		【主要事業】	
3 - 1 - 1	道路、公園、駐車場等の整備	3 - 1 - 1	道路、公園、駐車場等の整備
事業主体	市（道路課、都市整備課、農林水産整備課）	事業主体	市（道路課、都市整備課、農林水産整備課）
事業対象	市民	事業対象	市民
事業内容	<p>・道路、公園、駐車場などの整備事業は、通学路等における子どもの安全を確保し、犯罪の防止に配慮した環境づくりを視点とした整備を行うもの。</p> <p>【道路課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県に対する整備促進要望を展開する。 ・市の施策及び地元要望による市道整備を行う。 <p>【都市整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における市民の憩いと癒しの空間としての公園整備を行う。 <p>【農林水産整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域における連携とコミュニティを醸成する憩いの場として、住民が安心して農村公園を利用できるよう、安全で快適な公園整備を行う。 	<p>・通学路等における子どもの安全を確保し、犯罪の防止に配慮した環境づくりを視点とした整備を行う。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県に対する整備促進要望を継続的に行う。 ・<u>上越市道路整備計画に基づき、市道の整備を行う。</u> <p>【公園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における市民の憩いと癒しの空間としての都市公園整備を行う。 ・農村地域における連携とコミュニティを醸成する憩いの場として、住民が安心して農村公園を利用できるよう、<u>適切な管理</u>を行う。 	
事業根拠	条例第 14,15 条（通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及）	事業根拠	条例第 14,15 条（通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及）
事業実施上の配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県） 防犯カメラの設置および利用に関する指針（新潟県）	配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県） 防犯カメラの設置及び利用に関する指針（新潟県）
3 - 1 - 2	防犯灯の設置、整備	3 - 1 - 2	防犯灯の設置、整備
事業主体	市（防災危機管理課）、町内会、事業者	事業主体	市（防災危機管理課）、町内会、事業者
事業対象	市民、町内会、事業者、児童・生徒	事業対象	市民、町内会、事業者、児童・生徒
事業内容	<p>・防犯灯の設置、整備事業は、犯罪の防止に配慮した環境づくりを目的として、集落内や通学路に街灯の整備を行うもの。</p> <p>（市では、町内会で設置した防犯灯の電気料を負担。）</p>	<p>・犯罪の防止に配慮した環境づくりを目的として、集落内や通学路に防犯灯の整備を行う。</p> <p>（市では、町内会で設置した防犯灯の電気料を負担する。）</p>	
事業根拠	条例第 14,15 条（通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及）	事業根拠	条例第 14,15 条（通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及）、 <u>上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱</u>
事業実施上の配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）	配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

現 行		改 定 案	
3 - 1 - 3	道路照明灯の整備	3 - 1 - 3	道路照明灯の整備
事業主体	市(道路課、防災危機管理課)、県、国	事業主体	市(道路課、防災危機管理課)、県、国
事業対象	市民	事業対象	市民
事業内容	・道路照明灯の整備は、道路環境整備の一環として行っており、 <u>犯罪の防止に配慮した環境づくりに繋がっているもの。</u>	事業内容	・ <u>犯罪の防止とともに、交通の安全確保に配慮した環境づくりのため、道路照明灯の整備を行う。(全文改定)</u>
事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)	事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)、 <u>上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱</u>
事業実施上の配慮事項	道路照明施設設置基準、道路の移動円滑化整備ガイドライン等、通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県)、道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)	配慮事項	道路照明施設設置基準、道路の移動円滑化整備ガイドライン等、通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県)、道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)

3 - 1 - 4	歩道の整備
事業主体	市(道路課)
事業対象	市民
事業内容	・ <u>歩道の整備は、通学路等における子どもの安全を確保するため、国、県に対する歩道整備促進の要望活動と、市道における市の施策及び地元要望による歩道整備を行っているもの。</u>
事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)
事業実施上の配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県)、道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)

3 - 1 - 4	歩道の整備
事業主体	市(道路課)
事業対象	市民
事業内容	・ <u>通学路等における子どもの安全を確保するため、国、県に対して歩道整備促進の要望を行うとともに、上越市道路整備計画に基づき、歩道の整備を行う。</u>
事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県)、道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)

【副次的事業】

3 - 3 - 1	通学路の安全点検と整備
3 - 3 - 2	校内インターホン・玄関オートロック機能設置

【3 - 1 関連事業】

3 - 3 - 1	通学路の安全点検と整備
-----------	-------------

【校内インターホン・玄関オートロック機能設置削除】

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

3 - 2 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発

住宅等の防犯性を向上させるための広報啓発や必要な情報の提供、関係機関等と連携した防犯診断や助言などを行っています。

【主要事業】

3 - 2 - 1	防犯性の高い環境づくりの啓発
事業主体	市(防災危機管理課)、上越市防犯協会、警察等
事業対象	市民、建築主、建築事業者、建物所有者等
事業内容	・ <u>防犯性の高い環境づくりの啓発事業は、犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する住宅、商業施設その他の建物を普及することを目的として、防犯診断や防犯性を高めるために必要な情報の提供、広報啓発等を関係機関等と連携して行うもの。</u>
事業根拠	条例第16条(犯罪防止に配慮した建物等の普及)
事業実施上の配慮事項	住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)、民間の防犯カメラの設置および利用に関する留意事項(新潟県)

【副次的事業】

1 - 1 - 1	上越市防犯の日、上越市防犯週間
1 - 1 - 2	市民防犯フェア
1 - 1 - 4	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間
1 - 2 - 3	安全安心アドバイザー

3 - 2 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発

住宅等の防犯性を向上させるための広報啓発や必要な情報の提供、関係機関等と連携した防犯診断や助言などを実施します。

【主要事業】

3 - 2 - 1	防犯性の高い環境づくりの啓発
事業主体	市(防災危機管理課)、上越市防犯協会、警察等
事業対象	市民、建築主、建築事業者、建物所有者等
事業内容	・ <u>犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する住宅、商業施設その他の建物を普及することを目的として、防犯診断や防犯性を高めるために必要な情報の提供、広報啓発等を関係機関等と連携して行う。</u>
事業根拠	条例第16条(犯罪防止に配慮した建物等の普及)
配慮事項	住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)、民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項(新潟県)

【3 - 2 関連事業】

1 - 1 - 1	上越市防犯の日、上越市防犯週間
1 - 1 - 2	市民防犯フェア
1 - 1 - 4	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間

【安全安心アドバイザー削除】

現 行	改 定 案
-----	-------

3 - 3 学校・通学路等における児童等の安全確保のための取り組みの推進

学校等(1)および通学路等(2)における児童等(3)に対する犯罪を防止し、安全を確保するため、県防犯指針に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所等の把握及び改善に向けた取り組みを推進します。

また、「こども110番の家」等の子どもの緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携し、支援します。

- 1 学 校 等 : 幼稚園、小・中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいいます。
- 2 通学路等 : 通園や通学に使用する道路をいいます。
- 3 児 童 等 : 園児、児童、生徒をいいます。

【主要事業】

3 - 3 - 1	通学路の安全点検と整備
事業主体	市(学校教育課、道路課)
事業対象	市民、児童・生徒、保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>通学路の安全点検と整備事業は、子どもの安全を確保するための取り組みの一つとして実施するもの。</u> 【学校教育課】 ・児童及び生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図るため、学校等関係者が連携し、具体的な調査を基に危険箇所とその改善を関係課等に対し要望するもの。 【道路課】 ・<u>国、県に対して歩道整備促進の要望活動を展開するもの。</u> ・<u>市道における、市の施策及び地元要望による歩道整備を行うもの。</u>
事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)
事業実施上の配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県) 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)

3 - 3 学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進

学校等及び通学路等における児童等に対する犯罪を防止し、安全を確保するため、県防犯指針に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を推進します。

また、「こども110番の家」等の緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携し、支援します。

【削除】

【主要事業】

3 - 3 - 1	通学路の安全点検と整備
事業主体	市(学校教育課、道路課、 <u>防災危機管理課</u>)
事業対象	市民、児童・生徒、保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保するための取組の一つとして実施する。 【削除】 ・児童及び生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図るため、<u>必要事項を定めた上越市通学路安全対策プログラムにより、学校等関係者が連携し、具体的な調査を基に危険箇所とその改善を関係課等に対し要望する。</u> 【削除】 ・<u>通学路の安全点検結果に基づき、国、県に対して交通安全対策の要望を継続的に行うとともに、市道の交通安全対策を行う。</u>
事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県) 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)

裏面あり

現 行		改 定 案	
3 - 3 - 2	校内インターホン・玄関オートロック機能設置	【校内インターホン・玄関オートロック機能設置削除】	
事業主体	市(教育総務課)		
事業対象	市民、児童・生徒、保護者		
事業内容	校内インターホンの設置 学校施設における緊急時の連絡体制を強化し、子どもの安全を確保するもの。 玄関オートロック化設備設置 犯罪者の入れない環境づくりを行うことにより、子どもの安全を確保するもの。(教務室等からの遠隔操作設備)		
事業根拠	条例第13条(学校等における安全確保等)		
事業実施上の配慮事項	学校等における子どもの安全確保のための指針(新潟県)		
3 - 3 - 3	危険箇所点検	3 - 3 - 2	危険箇所点検
事業主体	市(防災危機管理課)	事業主体	市(防災危機管理課など)
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等	事業対象	市民、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・危険箇所点検は、 <u>通学路等における子どもの安全を確保するため、学校、保護者、地域住民、関係機関と連携し、危険箇所等の把握及び改善に向けた取り組みを行うもの。</u>	事業内容	・ <u>地域・町内における子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、関係機関と連携し、道路、公園、河川などの危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を行う。</u>
事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)	事業根拠	条例第14,15条(通学路等における安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及)
事業実施上の配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県) 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)	配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針(新潟県) 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(新潟県)
3 - 3 - 4	安全マップの作製支援	3 - 3 - 3	安全マップの作製支援
事業主体	市(学校教育課、防災危機管理課) 警察	事業主体	市(学校教育課、防災危機管理課) 警察
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等	事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・ <u>安全マップを作製するための講習等への支援を実施。</u> ・ <u>安全マップの作製支援は、各学校ごとに、危険箇所や110番の家など防犯上必要な情報を網羅したマップ(安全マップ)の作製を通し、登下校及び地域生活における安全についての感心を高めるとともに、児童生徒の防犯力の向上を目指すもの。</u>	事業内容	・ <u>市内全ての小中学校で作製された安全マップを学校安全ボランティア養成講習会で活用し改善点等を検討する。</u> ・ <u>学校ごとに、危険箇所やこども110番の家など防犯上必要な情報を網羅したマップ(安全マップ)の見直しを行い、作製を通し、登下校及び地域生活における安全についての感心を高めるとともに、児童生徒の危険回避能力の向上を目指す。</u>
事業根拠	条例第12条(安全確保に係る教育等の充実)	事業根拠	条例第12条(安全確保に係る教育等の充実)
事業実施上の配慮事項	地域特性、被害者をつくらない教育	配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

現 行		改 定 案																					
3 - 3 - 5	こども110番の家の活用(警察との連携)	3 - 3 - 4	こども110番の家の活用																				
事業主体	警察、上越市防犯協会、市(防災危機管理課、学校教育課)、町内会等	事業主体	警察、上越市防犯協会、市(防災危機管理課、学校教育課)、町内会等																				
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等	事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等																				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> こども110番の家は、登下校等の安全を確保するため、緊急避難所として設置。 なお、地域の実情に応じた設置と活用が図られるよう、制度の見直しに取り組み中。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童及び生徒の安全を確保するため、緊急避難所として設置を行う。 児童及び生徒が助けを求めてきた場合は、児童及び生徒、自身の安全を図りながら、警察、市など関係機関に通報する。 																				
事業根拠	犯罪から子どもを守るための対策(関係省庁連絡会議)	事業根拠	犯罪から子どもを守るための対策																				
事業実施上の配慮事項	地域特性、事業者による防犯活動への参加	配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動																				
成果指標 (数値目標)	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">こども110番の家の設置</th> </tr> <tr> <th>(平成18年)</th> <th>当初目標 (平成21年)</th> <th>進捗状況 (平成20年)</th> <th>新規目標 (平成24年)</th> </tr> <tr> <td>1,799か所</td> <td>1,900か所</td> <td>1,825か所</td> <td>1,900か所</td> </tr> </table>	こども110番の家の設置				(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)	1,799か所	1,900か所	1,825か所	1,900か所	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">こども110番の家の設置</th> </tr> <tr> <th>(平成26年度)</th> <th>前期目標 (平成30年度)</th> <th>最終目標 (平成34年度)</th> </tr> <tr> <td>1,934か所</td> <td>2,000か所</td> <td>2,100か所</td> </tr> </table>	こども110番の家の設置			(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	1,934か所	2,000か所	2,100か所
こども110番の家の設置																							
(平成18年)	当初目標 (平成21年)	進捗状況 (平成20年)	新規目標 (平成24年)																				
1,799か所	1,900か所	1,825か所	1,900か所																				
こども110番の家の設置																							
(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)																					
1,934か所	2,000か所	2,100か所																					

【副次的事業】

1 - 1 - 3	安全安心まちづくり推進パトロール
1 - 3 - 1	上越市安全安心情報(安全メール)
2 - 1 - 2	110番協力車
2 - 1 - 3	青色回転灯パトロール

【3-3関連事業】

1 - 1 - 3	安全安心まちづくり推進パトロール
1 - 3 - 1	上越市安全安心情報(安全メール)
2 - 1 - 1	110番協力車
2 - 1 - 3	青色回転灯パトロール

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

3 - 4 相談業務の整備

市民の安心感を高めるため、関係する庁内各課の連携体制を確立し、相談窓口や相談体制を整備するとともに、市民の一番身近な窓口として、外部の専門的な機関・団体等とも連携を図り、それぞれの機関へ導く役割を果たしていきます。

各種相談において、業務の充実を図り、犯罪被害の未然防止、拡大防止、二次被害の防止に努めます。

【主要事業】

3 - 4 - 1	市民相談
事業主体	市（市民課）
事業対象	市民
事業内容	<p>・市民相談は、市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導を行っているもの。</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 市長の任命する相談員が行う行政及び市民生活一般に関する相談活動 ・法律相談 弁護士が行う法律に関する専門的な相談活動 ・法務相談 司法書士が行う法律に関する実務的な相談活動
事業根拠	上越市市民相談室設置要綱及び上越市市民相談員設置要綱
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない相談活動、犯罪被害者支援

3 - 4 - 2	消費者相談
事業主体	市（市民課）
事業対象	市民
事業内容	<p>・消費者相談は、消費生活に関する知識の普及、消費生活に関する情報提供、商取引に関する相談及び苦情の処理のあっせんを目的として、消費生活に関する疑問や悪質商法などの被害などの相談を受けているもの。</p>
事業根拠	消費者基本法第17条、第19条
事業実施上の配慮事項	被害者をつくらない相談活動、被害者支援

3 - 4 相談業務の整備

市民の安心感を高めるため、市民の一番身近な相談窓口として、関係する庁内各課、外部の専門的な機関・団体等へ導く役割を果たしていきます。

各種相談において、業務の充実を図り、犯罪被害の未然防止、拡大防止、二次被害の防止に努めます。

【主要事業】

3 - 4 - 1	市民相談
事業主体	市（市民課）
事業対象	市民
事業内容	<p>・市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導を行う。</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 市の相談員が行う行政及び市民生活一般に関する相談活動 ・法律相談 弁護士が行う法律に関する専門的な相談活動 ・法務相談 司法書士が行う法律に関する実務的な相談活動
事業根拠	上越市市民相談室設置要綱
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育、犯罪被害者などに対する支援

3 - 4 - 2	消費者相談
事業主体	市（市民課）
事業対象	市民
事業内容	<p>・消費生活に関する知識の普及、情報提供、商取引に関する相談及び苦情の処理のあっせんを目的として、消費生活に関する疑問や悪質商法などの相談を受ける。</p>
事業根拠	消費者基本法（昭和43年法律第78号）第17、19条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育、犯罪被害者などに対する支援

現 行		改 定 案	
3 - 4 - 3	高齢者110番	【高齢者110番削除】	
事業主体	市(市民課)		
事業対象	市民、高齢者		
事業内容	・高齢者110番は、高齢者を対象として訪問販売等の消費生活上の被害について相談を受けているもの。		
事業根拠			
事業実施上の配慮事項	被害者をつくらない相談活動、被害者支援		
3 - 4 - 4	犯罪被害者支援	3 - 4 - 3	犯罪被害者支援
事業主体	市(防災危機管理課)、警察署被害者支援連絡協議会	事業主体	市(防災危機管理課)、警察署被害者支援連絡協議会
事業対象	市民	事業対象	市民
事業内容	・犯罪等により被害を受けた方や、その家族、遺族の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体、関係機関、団体等と連携し、相談に応じているもの。 【関係機関・団体等】 警察、検察庁、裁判所、法務省の人権擁護機関、税務署、 検察審査会、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、 NPO 法人にいがた被害者支援センター、財団法人犯罪被害者救援基金など	事業内容	・犯罪等により被害を受けた方や、その家族、遺族の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体、関係機関、団体等と連携し、相談に対応する。
事業根拠	条例第21条(犯罪被害者等に対する支援)	事業根拠	条例第21条(犯罪被害者等に対する支援)
事業実施上の配慮事項	犯罪被害者支援	配慮事項	犯罪被害者等に対する支援 関係機関・団体等 警察、検察庁、裁判所、法務省の人権擁護機関、税務署、検察審査会、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、公益社団法人にいがた被害者支援センター、公益社団法人犯罪被害者救援基金など。

裏面あり

現 行	改 定 案
-----	-------

3 - 4 - 5	少年相談活動
事業主体	警察(上越少年サポートセンター)
事業対象	青少年、保護者
事業内容	・少年相談活動は、非行の未然防止を含む少年の問題行動や被害の早期解決を目的として、悩みを抱える少年や保護者からの相談に応じ、適切な助言、指導を行っているもの。
事業根拠	少年警察活動規則
事業実施上の配慮事項	被害者・加害者をつくらない相談活動

【新規】

3 - 4 - 4	女性相談
事業主体	市(共生まちづくり課)
事業対象	市民
事業内容	・家庭問題や配偶者からの暴力などの相談に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導など関係機関と連携し、対応する。
事業根拠	条例第21条(犯罪被害者等に対する支援)
配慮事項	犯罪被害者等に対する支援
関係機関 新潟県中央福祉相談センター、警察、裁判所、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、日本年金機構など。	

3 - 4 - 5	少年相談
事業主体	警察(上越少年サポートセンター)
事業対象	青少年、保護者
事業内容	・非行の未然防止を含む少年の問題行動や被害の早期解決を目的として、悩みを抱える少年や保護者からの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。
事業根拠	少年警察活動規則
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

現 行	改 定 案
<h2>第5章 計画の推進体制</h2>	<h2>第5章 計画の推進体制</h2>
<p>犯罪の防止に<u>配慮した安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて</u>、市及び市民、地縁団体等、事業者、土地所有者等が、それぞれの責務を果たし、連携して取り組んでいくとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うため、本計画の進捗状況の点検、評価・見直しに<u>配慮した推進体制を整備しました。</u></p>	<p>犯罪の防止に<u>努めた安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて</u>、市及び市民、地縁団体等、事業者、土地所有者等が、それぞれの責務を果たし、連携して取り組んでいくとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うため、本計画の進捗状況の点検、評価・見直しに<u>配慮した推進体制とします。</u></p>
<h3>1 推進会議の設置</h3>	<h3>1 推進会議の設置</h3>
<p>犯罪の防止に<u>配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策を市民と一体となって推進するため</u>、学識経験者、関係行政機関、地縁団体等の代表者、事業者、公募市民等の委員から構成される「<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議</u>」を平成19年1月30日に設置しました。</p>	<p>犯罪の防止に<u>努めた安全で安心な地域社会の実現に向けた各種施策を市民と一体となって推進するため</u>、学識経験者、関係行政機関、地縁団体等の代表者、事業者、公募市民等の委員から構成される「<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議</u>」を<u>設置しています。</u> <u>推進会議においては、施策の進捗状況に関する評価や推進に関する基本的事項及び重要事項について調査・審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。</u></p>
<h3>2 庁内検討会議の設置</h3>	<h3>2 庁内検討会議の設置</h3>
<p>本計画を実施するにあたっては、主に施策を行う庁内関係部署が互いに連携し、協力して取り組む<u>必要があります。</u> <u>そのため、庁内検討会議を組織して、情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保に努めます。</u></p>	<p>本計画を実施するにあたって、主に施策を行う庁内関係部署が互いに連携し、協力して取り組む<u>必要があるため、「庁内検討会議」を設置しています。</u> <u>庁内検討会議においては、情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保を図ります。</u></p>
<h3>3 計画の見直し</h3>	<h3>3 計画の見直し</h3>
<p>本計画の見直しを行う場合は、「<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議</u>」の意見を<u>聞き、変更等を行います。</u> <u>計画を見直した場合は、広報じょうえつ、市ホームページ等を活用して公表します。</u></p>	<p>本計画の見直しを行う場合は、「<u>上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議</u>」の意見を<u>聞き、変更等を行います。</u> <u>計画を見直した場合は、広報じょうえつ、市ホームページ等を活用して公表します。</u></p>